

平成 30 年 10 月 1 日

電子ダーツにかかると解釈運用基準の改正について

電子ダーツ機は従前より、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」といいます）第 2 条第 1 項第 5 号に定められる『スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの』に含まれるものとされておりました。そのため、電子ダーツ機を設置した店舗の営業を行うためには、風営法に定められる「ゲームセンター等」の営業許可（いわゆる 5 号許可）を取得するか、もしくは、遊技面積を営業所の所定の床面積の 10 パーセント以内（いわゆる 10 パーセントルール）とする等の必要がありました。

しかしながら、2018 年 9 月 25 日付をもって、概要以下の通りの風営法解釈運用基準の改正がなされ（以下「改正基準」といいます）、これにより、以下に記載の一定の要件を満たせば電子ダーツは風営法の規制の対象とされない扱いとなること、警察庁から当協会に対して通知されました。

【改正基準の概要】

◆改正日：2018 年 9 月 25 日

◆改正基準の第 3「ゲームセンター等の定義について」欄に以下の一文が追加されました。

『運動競技又は運動競技の練習の用に供されている実態が認められる遊技設備については、営業者により、当該遊技設備が本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技の用に供されないために必要な措置が適切に講じられていると認められる場合には、当面、賭博、少年のたまり場等の問題が生じないかどうかを見守ることとし、規制の対象としない扱いとする。』

◆上記を受け、以下①②の要件を満たす場合には、電子ダーツ機は風営法対象のゲーム機から除外されます。

- ① 営業者が目視又は防犯カメラの設置により、当該営業所（店舗）に設置されている全ての遊技状況を確認することができること
- ② 当該営業所（店舗）に、電子ダーツ機以外の風営法対象ゲーム機が、いわゆる 10% ルールの範囲を超えて設置されていないこと

改正日以降は店舗の態様ごとに以下の扱いとなります。

[ダーツバー]

電子ダーツ機を所定の床面積の10パーセントを超えて設置することが可能となります。ただし、電子ダーツ機以外のゲーム機については、所定の床面積の10パーセントを超えて設置することはできません。

[風営法5号許可店舗]

- ・電子ダーツ機を除いたゲーム機の設置面積が、所定の床面積の10パーセント以下となる場合
⇒ 風営法5号許可は不要となります。(許可証の返納が必要となります)
- ・電子ダーツ機を除いたゲーム機の設置面積が、所定の床面積の10パーセントを超える場合
⇒ 引き続き風営法5号許可が必要です。

※従前は電子ダーツ機の設置ができなかった個室等についても、設置が可能となります(防犯カメラの設置等が必要となります)。

【お問い合わせについて】

解釈運用基準の改正に関するお問い合わせは、以下のメールアドレス宛にご連絡下さい。お問い合わせの際には、住所、氏名、法人名(法人の場合)ならびに、すでに電子ダーツ機をご設置の場合には設置店舗の名称および住所の記載もお願いいたします。なお、お問い合わせに対する回答は、当協会からの委託により、ご設置の電子ダーツ機の製造・供給事業者から行う場合がございます。

お問い合わせメールアドレス： info@softdarts.com

以上